

## ～相談事例～

### こんな時、どうするの？

市の清掃センターで産業廃棄物かといわれたのですが。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

市の清掃センターに、うちの工場から出る「葉っぱ」と「紙」を持ち込みたいと打診したら、紙パルプ製造業か？と言われてまして。紙パルプ製造業ではないのですが、産廃だと思っているのか「量」が多いからなのか、いつも折り返しの問い合わせが入るのです。工場の運営上、制度を理解して上手に説明できるようにしておきたいと思い相談しました。

(協会)

今まではどうしていたのですか。

(相談者)

市の清掃センターに搬入していましたが、げげんな顔をされていました。

(協会)

まず、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正処理しなければなりません。一般廃棄物なら一般廃棄物として、産廃なら産廃としてです。

産廃かどうか、「葉っぱ」「紙」「木くず」「繊維」などの自然由来のものは業種指定があり、どのような事業活動から生じたのかを考え判断します。産廃に該当しなければ一般廃棄物です。特に、貴社は製造業ですから、会社全体の業種でなく、その廃棄物が発生している貴工場の事業が日本産業分類で何に分類されるか考える必要があります？

(相談者)

製造業で葉っぱや紙は当社の製品材料ですが、紙、パルプ製造業ではありません。

(協会)

「紙くず」は、建設業や紙パルプ製造業、出版業に伴って排出したものだけが産業廃棄物になります。「葉っぱ」も食料品製造業でなければ産業廃棄物の「動植物性残渣」にはなりません。どうも一般廃棄物のようですが、排出される貴工場のその事業を整理しましょう。

清掃センターは、一度に搬入される「量」が多いことが気になるのかもしれませんが、受け入れ全体量が想定を超え、排出抑制目標の達成が難しいと思っているかもしれません。

(相談者)

我々は、一回の搬入量を少量にすることはできますが、排出量の削減は難しいです。

(協会)

ちなみに、貴工場がある市町に民間の一般廃棄物を受け入れることのできる焼却施設があります。一度にたくさん出てしまうための処分先をもう一つ確保しておくとか、また、植物の種類によっては売却する例もありますし、一般廃棄物を受け入れていけば処分の委託もできます。いずれも貴社から委託することができますので、自由度は高まるかもしれません。

(相談者)

売却は考えもしませんでした。利用の視点も考えてみます。

### －組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、11月1日現在、正会員194社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016